



伊方原発運転差止訴訟 結審 松山地裁判決は来年3月18日に

6月18日、伊方原発運転差止訴訟の最終弁論とされた第40回口頭弁論が、松山地方法裁判所31号法廷で行われました。冒頭、若干の手続きに関するやり取りの後、2人の原告による意見陳述と弁護団からの最終の陳述が行われました。なお、裁判官3人のうち、左陪席について人事による交代があり、私たちと初対面となりました。

原告の須藤昭男さんは、故郷である被災地・福島を改めて訪問し、「復興」という言葉とは裏腹の厳しい現実を実感したこと、能登半島地震によって原発の危険性が浮き彫りになったことを語りました。「一人ひとりの人格権は地球より重い。原発によってこれ以上の血と涙が流されないよう」司法判断を求めました。

大野恭子さんは、第1次伊方訴訟（2号炉設置許可取り消し訴訟）で「伊方原発沖の活断層の存在」が明



裁判所前でのアピール行動

らかになったにも関わらず、住民敗訴とした理不尽を指摘。さらにご自身が障がい者施設の理事長であることから、事故時の障がい者の避難の困難性を伝え、「未来を守り人権を守る最後の砦として」同じ過ちを起こさぬ判決を切に願うと陳述しました。

薦田伸夫弁護団長は、中央構造線活断層帯による地震が、能登半島地震をはるかに上回る巨大地震を起こす可能性があることを指摘しました。そして、この裁判は、事故が起きてから、裁判官が反省して済むような裁判ではないと断言。「裁判所が本来の使命を果たし、明快な運転差止の判決をされると信じている」と意見陳述を締め括りました。

最後に裁判長は、裁判の結審を告げ、2025年3月18日14時半を判決期日に指定しました。

(詳報は次ページ)

目次	伊方原発運転差止訴訟 判決は3月18日	1
	第40回口頭弁論報告	2
	第14回定期総会、記念講演 報告	4
	「虎に翼」と原爆裁判	6
次	伊方町でのチラシ配布とその後	7
	「サイレント・フォールアウト」アメリカ上映ツアー	7
	会計報告 これからの予定 編集後記	8

伊方原発運転差止訴訟 松山地裁 勝訴判決に向けて 最終準備書面と争点についての学習会



日時：2024年8月31日(土) 13:30~15:30

会場：コムズ(松山市男女共同参画推進センター)5F大会議室

(松山市三番町6-4-20)

講師：中川 創太 弁護士 (伊方原発をとめる弁護団事務局長)

6月18日の最終弁論には、13年におよぶ裁判をまとめる形で双方の弁護団が「最終準備書面」を提出しました。伊方原発をとめる弁護団は、「最終準備書面」330ページと「最終準備書面(火山)」167ページを提出。裁判の全体像を的確に記し、原告側の専門家証人による証言を積極的に活用しています。被告側の「最終準備書面」は457ページで、総論と原告側証人の証言への批判に紙面を費やしています。双方の「最終準備書面」は、とめる会のHPで読むことができます。この裁判で何が争われていて、原告と被告がそれぞれどういう主張をしているのかを、わかりやすく解説します。お誘い合わせてぜひご参加ください。

伊方原発運転差止訴訟 第40回口頭弁論報告

できることはすべてやった

裁判所が本来の使命を果たすことを信じる

熱気に包まれた裁判所

6月18日、弁論の終結が見込まれたことから、松山地方裁判所には、大勢の原告、支援者が集まった。新聞・テレビ各社の報道陣も詰め掛けていた。36席の一般傍聴券を求めて四国電力の関係者も含め117人が暑い陽ざしの中、列を作った。

裁判所前歩道には、香川の尾崎宗璋さん・憲正さん兄弟ご持参の大きなバルーン、横断幕、パネルや旗が並べられ、裁判所や街行く人たちへ力強いアピールとなった。また大分から「伊方原発をとめる大分裁判の会」、東京から「脱原発弁護団全国連絡会」がそれぞれ応援に駆け付けて下さった。

原告席には、弁護団から薦田伸夫、中川創太、高田義之、今川正章、東翔の地元弁護士諸氏、高知から谷脇和仁弁護士と南拓人弁護士、広島から定者吉人弁護士の計8人、原告からは24人、計32人が着席した。

渾身の最終準備書面

今回原告側は「準備書面110」と2つの「最終準備書面」を提出し、陳述した。(裁判長から「陳述しますか?」と聞かれ「陳述します」と答えることで準備書面記載のとおり陳述されたものとして扱われる)さらに、準備書面に関連する書証(1173号証まで)が提出された。

「準備書面110」では、能登半島地震を受けて、避難経路が確保できない、避難計画では一時的に屋内退避をすると決めているが、多くの建物が損傷を受けて不可能だ、放射線防護施設そのものが地震によって使えない状況になるなど、避難計画が明らかに実効性がないということを主張している。



第40回口頭弁論 入廷行進

「最終準備書面」は「総論」で、伊方原発の概要、原発事故、原発の反公益性、深層防護、人格権に基づく差止請求権、司法審査の在り方、新規規制基準の問題点などが述べられたあと、「各論」で、地震、火山、津波、地滑り・深層崩壊、液状化、使用済み核燃料、劣化、プルサーマル、航空機による具体的な危険性が詳細に述べられる。伊方原発において、中央構造線や南海トラフの巨大地震、火山の噴火が発生した場合、過酷事故は免れない、と主張する。

さらに過酷事故対策、避難計画の不備については、佐田岬半島の地理的特徴や能登半島地震が明らかにした問題を詳細に検証し、「現状の避難計画は、地震による原発事故を具体的に想定した内容になっておらず、重大な不備欠落を有している」と指摘する。

そして「伊方3号炉の安全性は証明されておらず、原告らの人格権を侵害する具体的危険が認められるから、伊方3号炉の運転は差し止められるべきである」と結論づけている。

須藤昭男さん、大野恭子さん、薦田弁護団長の意見陳述の後、菊池浩也裁判長が裁判の結審を告げ、来年3月18日14時半を判決期日に指定した。

* *

被告四国電力側からも458頁もの「最終準備書面」とそれに関連する書証が提出された。報道によると、四国電力は裁判のあと、「最新の科学的知見などを踏まえて、地震や火山といった自然的条件を評価した上で対策を講じ、福島事故を受けて十分に強化してきた。これまでの主張が理解いただけるものと信じている」と述べている。



松山地方裁判所前の歩道

裁判報告会

裁判終了後、記者会見を兼ねた報告集会在、愛媛県美術館講堂で行われた。壇上には、法廷で意見陳述をした原告2人と弁護団から4人が並んで座り、それぞれの発言があった。

12年半の裁判経過

はじめに中川創太弁護団事務局長から、今日の法廷内でのやりとりの説明のほか、2011年12月8日の提訴から、約12年半の裁判の経過が述べられた。

〈この裁判は1次提訴から2022年の6次提訴まで、6回に分けて提訴し原告は1502人。四国ではすべての市町村から原告が出ている。1、2号炉の廃炉決定を受けて、現在は3号炉の稼働停止を求めている。

10年あまりの経過を経て、主張・立証を尽くしてきたが、昨年の4月から証人尋問という段階に入り、12月までのタイトなスケジュールのなかで、原告側が9人、被告側は4人、合計13人の証人尋問を行った。原告側は2人の原告本人尋問と7人の専門家証人を申請し、いずれも学界・業界のトップの方々立証いただいた。被告側は地震については専門家証人を呼んでいたが、火山の問題や避難の問題については、1人の専門家証人も出ていない。避難、火山の争点について、専門家証人に基づいて立証したのは原告側だけである。〉

勝つことを信じて

原告の須藤昭男さんは、「今日で結審するということが非常に感無量です。何としても勝訴しなければならない。福島で流された血と福島で流された涙を忘れないようにしよう」と本日まで来ました。現地を訪問し、意見を聞き続けました。この赤いネクタイは流された血です、流された涙です。勝つんです。皆さん、原告の方々、勝つということを信じていきましょう。よろしくお願いします」と語り、最後に弁護団への感謝の言葉を述べた。

裁判所は最後の砦

大野恭子さんは、「今回、結審ということで、いろんなことを思い出す。自分は本気でとめようとしてきたんだろうかと自分自身を責める思いもあった。事務局の方、先生方が無償で頑張ってくださいってこの日を迎えることができた。最後の砦として裁判所が機能を発揮してくれて、来年3月、勝訴の日を迎えたいと思っている」と語った。

この裁判は勝たなくてははいけない

薦田弁護団長は、「原発を作って運転して、放射線廃棄物を作り続けるというのは、どう考えても間違っている。事故が起きれば原告の人格権が侵害される。まさにこういう事件について裁判所が住民勝訴の判決をして、原発を差し止める、それが本来的な司法の役目だと思っているので、どうしてもこの裁判は勝たなくてははいけない。是非とも勝訴判決を得たいと思って今日の意見陳述をした」と語った。



記者会見・報告集会

人の命をどれだけ尊重するか試されている

広島の前定者弁護士は、「今回の裁判はいろんな論点があったが、結局のところ人の命をどれだけ尊重するか、そういう社会に日本はなっているのかを問う裁判だと思う。福島で起きた事実をしっかりと見て、今ここで踏みとどまらなくてははいけないということが、裁判所の意識の中にしっかりと根を下ろしていれば、この裁判は勝てる。社会の潮目が変わっていることを期待しつつ来年3月の判決を待ちたい」と述べた。

原子力発電の技術は禁じ手だ

高田弁護士は、「原発の技術とは人間にとっては禁じ手であって、いかにそれが目先の便利があるとしても、必ず最後には破局をもたらす。禁じ手なのにそれをやすやすと乗り越えてしまっているのが今の政治の現実だ。日本の政治、メディアの世界では、まっとうな論理、原則、事実が通用しなくなっているが、少なくとも司法の世界では、事実と論理がまだ通用する領域だろうと思っている。私たちすべてが原発政策に関しては、あらがい続けなければならない。そうしなければ、私たちは惨めで理不尽な運命に巻き込まれてしまう。それは御免こうむるというのが率直な私の裁判に参加した思いだ」と語った。

最後に、前事務局次長の松浦秀人さんが弁護団への謝意と、「必ず勝ると期待をしている」と述べて、報告集会を終了した。

伊方原発をとめる会 第14回定期総会開かれる 能登半島地震は自然からの警告

結審を目前にしての第14回定期総会



開会挨拶をする
須藤事務局長

5月26日、松山市男女共同参画推進センター（コムズ）大会議室にて、伊方原発をとめる会第14回定期総会が行われた。須藤昭男事務局長の「私たちは皆、各自の役目を担ってヨットに乗っている。荒波を恐れ避けようとせず、原発をとめる日まで力を合わせて前進しましょう」との挨拶で開会。議長に中村圭司さん、渡部玲子さんを選出した。

伊方原発をとめる弁護団からの報告

薦田
伸夫
弁護
団長



「結果を出したい」と薦田弁護団長

薦田伸夫伊方原発をとめる弁護団長は、元日の能登半島地震に言及し、珠洲（すず）原発計画が

2003年に凍結されていなかったら、日本列島壊滅の危機だったと述べた。また、能登半島地震は、伊方原発のある佐田岬半島と同じ、逆断層型であること、しかも伊方原発は中央構造線活断層帯から数キロしか離れておらず、過酷事故が起これば制御棒の挿入が間に合わない可能性がある、能登半島地震を「自然からの警告」と受け止めるべきだと指摘した。裁判所に最終準備書面を提出済で、結果を出したいと締め括った。

活動報告、活動方針など審議

松浦秀人事務局長より経過報告、奥田恭子事務局員より決算報告、監事の高下博行さんより会計監査報告があり、それぞれ承認された。

和田宰事務局次長より2024年度の活動方針案、予算案、役員案が提示された。活動方針については、6月18日の第40回口頭弁論（結審）に、原告、支援者らで伊方廃炉に向けて熱気を示すこと、また、四国四県での宣伝行動に取り組むこと、控訴審（高松高裁）への準備が必要なことも強調された。

質疑討論で、各地域で地元の議会への請願活動を、との提案もあり了承された。活動方針、予算、役員に関わる提案が一括して採択された。

事務局体制 新旧交代

総会で事務局体制の移動が承認された。松浦秀人事務局長は、2011年の結成以来事務局員として、2018年からは事務局次長として会を牽引してきたが、このたび退任し、



松浦
秀人
さん

泉京子事務局員が新任の事務局次長となった。中尾寛事務局員が退任し、新たに渡部玲子さんが事務局員に加わった。（松浦、中尾の両氏は共同代表と幹事は留任）また、幹事の坂田進さんが逝去された。

最後に、越智勇二事務局次長の閉会の挨拶で総会は終了した。



とめる会事務局からの議案説明

「総会報告」と講演会の当日配付資料は、伊方原発をとめる会HPに掲載しています。また、事務局で「講演録」（PDF版）を作成しました。武藤さんの許可を得ていますので、ご希望の方は、電子メールでお申し込みください。PDFファイルをお送りします。e-mail=ikata-tomeru@nifty.com

終わらない原発事故と福島は今

武藤 類子 (むとう・るいこ) さん

武藤類子さん(著書を手)



記念講演会には100人の聴衆が詰めかけた。東京電力元経営陣の刑事責任を追及する福島原発告訴団団長、原発事故被害者団体連絡会共同代表、そして3・11甲状腺がん子ども基金の副代表理事でもある武藤類子さんの話に耳を傾けた。

* *

福島原発事故から13年経った今も「原子力緊急事態宣言」は発令中で、「廃炉など夢物語」だ。事故当時、約17万の人が強制避難したが、今もなお「帰還困難区域」があり、戻る場所もない避難者が福島県等により「原発避難者追い出し裁判」を起こされている。

昨年夏から強行されたALPS処理汚染水の海洋放出については、「ALPS処理汚染水差止訴訟」を提訴中。福島の教育現場では「処理水を『汚染水』と表現した」ことを問題視した自民党の意見書を県議会が採択するという教育への政治介入もあった。

また、「311子ども甲状腺がん裁判」も支援している。通常は100万人に1~2人とされる小児甲状腺がんが、約38万人の福島の子どもたちから、2023年

9月現在で、がん確定患者276人、がんの疑いも含めると330人が、り患している。しかし、福島県はスクリーニング効果や過剰診断の結果と結論づけて、福島原発事故との因果関係を認めようとしていない。

東電刑事裁判については、東電元経営陣3名を業務上過失致死傷罪などで刑事告訴・告発。強制起訴が決定するが、2019年東京地裁で全員無罪、2021年控訴審でも無罪判決が出て現在上告中。今は、「東電と関係のある最高裁判事に裁判をさせないで！」との署名活動を展開中。(会場でも多くの人が署名に参加した)

2014年に莫大な復興予算で福島イノベーションコースト構想が始まり、最先端技術を開発する大規模な施設の建設ラッシュとなっている。また復興庁は、海洋放出批判を『風評被害』と言いくるめる宣伝事業に15億円も投入。全国の高校8校で復興庁の職員による出前授業を行うなど、原発回帰のための新たな「安全神話」作りを始めている。

* *

これらの福島の現状を語りつつ、武藤さんは、「いつも絶望の海にいるが」「負けても、翌朝にはまた闘いに行く。絶望を知っているからこそ、希望もその中にある」「今日の聴衆のように同じ価値観を持っている人がいることが希望だ」と講演を締め括った。

海洋放出の2023.8.24には各地で抗議行動

↓大熊町 国道6号中央台交差点(福島第一原発から2Km)



「汚染水」海洋放出への抗議行動 (武藤さん資料から)

講演への感想 (会場アンケートから)

Aさん

福島事故半年後、さようなら原発集会(東京・明治公園)での、武藤さんのスピーチは福島の空気が運ばれてきたようで、すごい人だなと思った。のちに『福島からあなたへ』の本に彼女の熱は詰め込まれた。そして私は愛媛にUターンした。能登半島地震の後も、終わりの見えない福島事故の経緯を聴かせてもらった今も、私たちは何度も怯え、怒った、その繰り返し。でも忘れない! 継続する! 伝えよう!(抜粋)

Bさん

「絶望と希望」—武藤さんは、福島の絶望を伝え歩く。私たちはその話から福島を知り、伊方につなげ、自分の足元で行動する。私たちの裁判もその一つ。知り、つながり、行動する—それが希望だ。そのように行動していきたいと思う。類子さん、有難う!

Cさん

武藤さんのお話をやっと直接お聞き出来て、ほんとうに感謝です。置かれた場でがんばっていきたいです。

NHK朝ドラの「虎に翼」と原爆裁判

愛媛県原爆被害者の会 事務局長 松浦 秀人

NHKの朝ドラ「虎に翼」の主人公・佐田寅子（さだともこ）は、日本で初の女性弁護士（戦前）で、日本で2番目の女性裁判官となった三淵嘉子（みぶちよしこ、1914年～1984年）がモデルです。その三淵裁判官が関わった原爆裁判について紹介します。

日本で最初の原爆裁判

朝ドラが原爆裁判を描くかどうかは不明ですが、1955年（昭和30年）4月に広島・長崎の被爆者が、国を被告として原爆投下による精神的損害に対する慰謝料（数十万円）の支払いを求めました。ちなみに、当時被爆者に援護策は全く無く、後遺障害・晩発障害で苦しみながらの入退院の繰り返しで失業して収入は途絶え、生活もままならない被爆者が続出していました。こうした中で三淵裁判官は、日本で最初の（即ち世界で初めての）原爆を巡る裁判に関わったのです。

原告の主張は「米軍の原爆投下は国際法に違反する不法行為であり、被爆者は米国に対して損害賠償請求権がある。その賠償請求権をサンフランシスコ講和条約によって放棄した日本政府は、アメリカに代わって被爆者に補償・賠償すべきである」というものでした。

被告の国は、「原爆投下は国際法違反とは言えない、国際法違反であっても原告ら個人にはそもそも損害賠償請求権がない」などと反論し、悲惨な実情の被爆者の請求を冷酷にも拒絶しました。

原爆は国際法違反の判決

1963年（昭和38年）12月7日、東京地方裁判所（裁判長古関敏正、三淵嘉子、高桑昭）は、原告の請求を棄却しました。その理由は、国際法上の権利をもつのは国家だけであること（被爆者個人に請求権がないこ

と）、また米国法では、公務員の職務遂行に関わる不法行為への賠償責任を国は負わないことなどのため、被爆者は国際法上も国内法上も権利をもっていないとされたのです。

ただし同時に、判決では「国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだ」と、日本の戦争開始責任にも言及。そして米軍の原爆投下は、国際法に違反すると判決しました。

国際法（戦時国際法・国際人道法）は、原則として非戦闘員や非軍事施設への攻撃を禁止し、また不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止しています。原爆投下は、そのいずれにも違反すると判断したのです。また、被爆者援護施策の無い実情について「政治の貧困を嘆かずにはおられない」との指摘もあり、原告は控訴せず判決は確定しました。



原爆を巡る裁判では、厚労省前で座り込みも（2009年5月）

国内外に大きい影響

この裁判は、被爆者の援護制度をつくる上でも、原水爆禁止運動発展の上でも大きい影響力を發揮しました。「政治の貧困」を嘆いた判決の5年後の1968年（昭和43年）、「原子爆弾被爆者に対する特別措置法」が制定され、経済的援護策が始まりました。

また国際法の分野でも着目され、1996年国際司法裁判所の「核兵器の使用、使用の威嚇は国際法に違反するか」の勧告的意見において、参照すべき先例として位置付けられているばかりか、現今の核兵器禁止条約に通底する理念を持つものでした。

なお、判決に関わった3名の裁判官のうち（人事異動があり）判決まで一貫して審理に当たったのは、三淵裁判官だけだったことを付記します。

（7月13日に執筆）

悲しいお知らせ

島本保徳さん（新社会党愛媛県本部元書記長）が、長い闘病生活ののち6月13日にお亡くなりになりました。享年76歳。とめる会の結成当初からの会員で、2013年からは幹事、事務局員として奮闘下さいました。

真鍋知巳さん（医師、新社会党愛媛県本部委員長）が、8月2日に亡くなりました。享年99歳。真鍋さんは、とめる会共同代表を発足時から務めてこられました。お二人のご冥福をお祈りします。 合掌。

2024年度愛媛県原爆死没者慰霊祭



伊方町でのチラシ配布第2弾 配布したその日に、共感の電話が

7月8日、伊方町役場そばの駐車場に9時半に集合し、13人が数班に分かれてチラシのポスティングを行いました。今回は九町と湊浦周辺に1000枚余をポスティングしました。



チラシは4月25日に三机湾から半島西側に向けて（旧瀬戸町と旧三崎町）配布したものと同じです。B4判を二つ折りにしたもので「地震列島に原発はいらない—伊方原発は今すぐとめよう—」「あなたのその不安を声に！一緒に伊方原発をとめましょう！」と呼びかけています。能登半島地震をはじめ、愛媛県内でも地震が相次いでいます。あまりにも活断層が近い伊方原発の危険性を指摘しています。

その日の午後4時頃、とめる会の事務所宛に電話がありました。年配の男性で、かつては原発の建設現場で働いていたと言います。伊方1号炉建設の際には、2号炉建設の作業が併行して行われていたことに疑問を感じていたそうです。県外の原発建設現場にいたときには、溶接の不具合を見つけ「これでよいのか」と上司に指摘したものの、「そのままでよい」と言われ

たとのこと。工事の「やりかたがズサンだった」と語りました。

私たちのチラシ配布に、素早い反応があったことは重要です。住民の目に触れ、心を動かしていることは間違いありません。



町役場そばの駐車場に集合(伊方町湊浦)

「サイレント・フォールアウト」伊東英朗監督 アメリカ上映ツアー 米国の人たちに、米国本土も放射能汚染されている事実を知ってもらいたい

現地テレビ局の取材に
答える伊東監督



7月13日のアーカンソー州での上映を皮切りに、7月はアメリカ東部のワシントンDC、ボルチモア、ニューヨーク、ボストンなどでトーク、ディスカッション付き上映会を実施中。8月には車で数千キロの道のりを西部に移動。シアトル、ソルトレークシティ、サンフランシスコ、オークランド、バークレーなどで同じく上映会の予定。どれも、日本国内と同様に、地元のボランティア主催での上映会ゆえに苦労も多い。その様子は、フェイスブックで数日ごとにライブで発信中です。

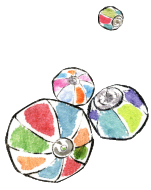
クラウドファンディングで集まった資金での上映活動です。経費節約のため、伊東監督含めて4人チームで、映像機材などの大荷物をレンタカーに積み込んで交代で運転をしての移動。スーパーで食材を買って自炊の日々です。

アメリカは広い！移動に5～6時間はザラにかかるなか、「米国の人たちも放射能汚染されている事実を知ってもらい、議論してもらいたい。地球規模での放射線による環境破壊を認識してほしい。22世紀に美しい地球を引き継ぐために」との想いを胸に、監督は今日も眠い目をこすりながら頑張っています。

著名な経済誌も注目

なお、アメリカの有名な経済紙「フォーブス」が、4000ワードにわたる記事を展開。記者は映画「オッペンハイマー」を引合いに出して、「サイレント フォールアウト」は、自身も知らなかったアメリカ全土の放射能汚染を描いている。「It's worth a look.」観る価値のある映画だと紹介している。

最新情報はここからどうぞ (日本語・英語) ⇒ 公式ウェブページ <https://fallout22.com/>
時々の監督ライブはここからどうぞ ⇒ Facebook Hideaki Ito



愛媛県議会 またも請願を不採択!!

愛媛県議会6月定例会に、伊方原発をとめる会は、「県内で相次ぐ地震を警鐘として、伊方原発3号機の運転停止を求める請願」を提出した。「原発さよなら四国ネットワーク」からも「伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議を求める請願」が出されていた。

7月4日の環境保健福祉委員会で審議されたが、傍聴した大野恭子さん(原発さよなら四国ネットワーク)によれば、請願に反対の議員たちから「四電は頑張って、真摯に安全対策をしている」「コスト、安定供給から見て原発必要」「耐震安全性は、国も伊方原発環境安全管理委員会でも大丈夫といっている」「複合災害についても、陸・海・空で取り組み、防災訓練をしている。避難対策も問題なし」「知事は、防災対策に終わりなしといっている」との意見が出され「不採択」となった。「ため息の出るような討論の数々でした」と大野さんは感想を語った。

7月10日の本会議でも「願意を満たさず不採択」。今年3月の愛媛新聞の県民世論調査でも伊方原発の稼働に否定的な意見が過半数を超えている。県議会として、県民の声に真摯に向きあってもらいたいものだ。

伊方原発をとめる会 2023年度会計報告 (2023年4月1日～2024年3月31日)

＜収入＞		(単位:円)	＜支出＞		(単位:円)
前年度繰越金	308,385		講師費用	207,550	講演会2回 講師謝礼
個人会費	1,374,000	1口1000円	賃料	252,000	事務所家賃(12ヶ月分)
団体会費	279,000	1口3000円	集会会場費	57,240	集会、講演会の諸費用
カンパ	633,566		会議費	28,480	幹事会などの会場費
事業収入	58,000	書籍などの売り上げ	宣伝費	186,595	チラシ、ニュース印刷費
雑収入	2	受取利息	通信費	1,012,021	ニュース郵送料、電話代
預り金	0		事務所経費	18,991	光熱費、パソコン保守代
計	2,652,953		事務所活動費	175,233	交通費、コピー代など
			消耗品費	159,821	事務用品など
			雑費	12,190	送金手数料、賛同金など
			預り金	200,000	預り金返金
			事業費	49,280	書籍代金
			計	2,359,401	

差引残高(次年度繰越金) 293,552円

厳しい財政状況がつづいています。
引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

会費とカンパのお願い

2024年度の会費納入がまだの方は、よろしくお願いいたします。
カンパもご協力いただくとありがたいです。

【年会費 1口 個人 1000円 団体 3000円 学生 500円】

口座名はいずれも「伊方原発をとめる会」

- * 郵便振替 口座番号 01610-9-108485
- * ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 16190 番号 17866721
- * ゆうちょ銀行 六一八支店 普通預金 1786672 [ゆうちょ銀行以外からの振込]
- * 伊予銀行 本店営業部 普通預金 4679997



これからの予定

- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 松山地裁 勝訴判決に向けて最終準備書面と争点についての学習会
8月31日(土) 13:30~15:30
コムズ5F大会議室
講師:中川 創太 伊方原発をとめる弁護士事務局長
- ♪ 伊方原発いらん! 市駅前定例アクション(毎月第1水曜日)
9月4日(水) 17:30~18:15
10月2日(水) 17:30~18:15
- ♪ 第38回伊方集会
10月27日(日) 10:00 伊方原発ゲート前
主催=原発さよなら四国ネットワーク
協賛=伊方原発をとめる会

編集後記

酷暑お見舞い申し上げます。

毎夏「これまでで一番暑い夏」と言うようになった。たぶん来年もそうなるのだろう。日本だけでなく世界各地で異常な暑さや、洪水、山火事が起こっている。国連のグテーレス事務総長も「地球は一層暑くなり、あらゆる場所が危険になっている」と危機感を示し、国際社会に気温上昇を防ぐ対策を急ぐよう訴えている。地球規模の気候危機の中であって戦争などしている場合か。対策が急務だが、だからといってCO2削減のために「原子力発電の最大活用」を言い立てる四国電力は許しがたい。怒りですます暑くなる。定期検査で止まっている伊方原発はそのまま廃炉に!猛暑の夏に四国の電気は余っているではないか。 K